

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第14回）

【開催日時等】

○開催日時：平成24年4月5日（木）16：00～18：00

○場所：総務省6階 601会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、小室委員、坂邊委員、
菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、
大阪府会計局、米田大臣官房審議官、横山財務調査課長 他

【議題】

- (1) 今後の議論について
- (2) その他

【配付資料】

資料1 当面のスケジュール（案）

資料2 前回（1月27日）の議論

資料3 ①～⑫研究会委員発言より

資料4-1 地方公共団体の財務書類の整備及び利活用の状況

資料4-2 財務書類の活用事例（抽出）

資料4-3 財務書類「作成済」団体の財務書類の活用状況

資料4-4 財務書類の活用事例（一覧）

資料5 公会計モデル対比表

- 総務省財務調査課より資料について説明
- 主な意見等
 - ・ 現行の予算制度の改善余地はあると思うが、この研究会の議論からは外すべきではないか。
 - ・ 公会計において出納整理期間をどう扱うかの議論を整理すべきではないか。
 - ・ 財務会計責任を定義・制度化し、新しい財務報告書制度に対する責任を制度的に担保していく必要があるのではないか。

- ・ 現行の財務会計制度を前提とすると、発生主義会計に基づく財務報告の位置づけはデュアルシステムではなく、現行制度を補完する参考資料ということになるのではないか。
- ・ この研究会は発生主義・複式簿記に基づく公会計の議論をする場であり、制度の議論をすると会計の議論が進まないのではないか。
- ・ 予算制度は別としても、財務報告制度と公会計はセットであり、あるべき財務報告制度について考えないと公会計の議論はできないのではないか。
- ・ 財務報告と公会計はセットだと考えるが、発生主義・複式簿記に基づく財務報告を制度として公的に担保するとなると、非常に時間がかかるのではないか。
- ・ 財務報告制度の見せ方、例えば財務様式をどうするか、フットノート・附属情報をどうぶら下げるかは、公会計の枠の中の議論ではないか。
- ・ 予算は事前統制手段であり、それに対する決算は予算が適切に執行されているかを確認する制度であり、発生主義の財務報告は現金主義の予算で不足している情報を補い、アカウントビリティを補完するとともに、意思決定に役立たせるもの。財務報告の法制化を先に議論するのか、法制化ではなく、ある程度実務を先行させたほうがよいのではないかというのは、議論の余地があるのではないか。
- ・ イギリス・アメリカでは省庁の事務次官が会計責任者として省庁の財務諸表・財務報告にサインをし、監査員の監査を受けてパブリックアカウントビリティを担保している。決算の参考資料という位置づけではアカウントビリティとして不十分であり、実際に普及、活用もできないのではないか。この研究会の直接のテーマではないかもしれないが、将来的には法制化することを視野に置いて、そのような理念で、会計基準を考えていくべきではないか。
- ・ 財務報告を参考情報とするか法的な強制力を持たせるかは難しい議論であり、最終的には法制化してほしいが、徐々にでも確実に進めることが大事であるので、まずは参考情報としての位置づけでよいのではないか。
- ・ 地方公共団体の行財政運営の効率化は喫緊の課題となっており、標準的な会計基準が早く決まってほしいところである。そのためにも、現行の予算制度とは別に議論を進めざるを得ないのではないか。
- ・ 財務書類の作成はかなり進んでおり、財務報告が各自治体の将来を左右する重要な情報を提供しているとも思われるので、参考資料からもう一步積極的に意味づけしていてもよいのではないか。

- ・ 現行制度は所与にして財務報告でどんな議論をすべきかを主たる目的にしたほうが話がすっきりするのではないか。ただ、財務報告で出てきた情報と今の決算で出てきている情報とはリンクさせる必要があるのではないか。
- ・ 国のバランスシートの試算を作成する研究会で、財務諸表は財政活動を包括的かつコンパクトに表す一覧性のある資料として何が適切かということで作成するもの、との話があった。財務諸表を作成するのは、現金主義会計では捕捉できない財政運営上の課題を抽出するためだという議論が全面的に出過ぎており、利活用のためではなく何のためにつくるかということをもう一度基本に戻る必要があるのではないか。
- ・ 財務諸表はそれをつくっている人たちを監視するためのツールであり、住民や住民を代表する議員のための利活用というものを重視すべきではないか。
- ・ アカウンタビリティとは納得であり、納得してもらうためにわかりやすい網羅的なデータを財務諸表として示すということが最大の利活用ではないか。
- ・ 見る人にとってわかりやすい財務諸表の作成は重要であり、作成目的を整理した上で盛り込むべき情報を検討していく必要があるのではないか。
- ・ 基準を別に分けるか一つにまとめるかについては、別分冊方式はそれなりのお金と人手が必要だが使い手がわかりやすい、一分冊書き分け方式はつくる側がメンテナンスしやすいという違いはあるが、形式的な違いにすぎず、やや広めの概念で議論したほうがよいのではないか。
- ・ 地方公営企業等は制度として別であり、一般会計等だけの議論でよく、連結は技術論として議論していけばよいのではないか。
- ・ 技術論ではなく、連結財務諸表をどうつくるかを議論しないと結論がでないのではないか。
- ・ 現状のように、連結財務諸表の作成に際して、子会社会的なものうち、違う基準でつくられているものは、財務諸表を組み替えて修正して連結することも十分可能なので、現行制度を維持しつつ、別途連結財務諸表をつくるという制度は可能ではないか。
- ・ メインである一般会計等を議論した上で、必要に応じて地方公営企業等の連結の組替え議論をすればよいのではないか。
- ・ 地方自治体全体として財政がどうなっているのかを示すことが必要であり、連結として最後どうあるべきということを議論した上でないと、意味がないのではないか。

- ・ それぞれ固有の会計でつくった財務書類を組替えて、単純合算して相殺消去して連結の財務書類を作成するのが現行の新地方公会計であるが、個々の会計基準の統一とそれらを連結させてどう見せるかの議論は分けて整理すべきではないか。
- ・ 東京都モデルのような複式簿記（日々仕訳）か、決算統計を加工した財務諸表も認めるのか、基準としてのあるべき姿を議論すべきではないか。
- ・ 小規模団体は予算も人手も限界がある中で、決算統計を活用するというやり方も認めるという場合、決算統計の検証可能性の議論にも入らないといけないのではないか。
- ・ 現行の総務省方式改訂モデルの作成方法では、常に毎年過去の決算統計の積み上げで推計部分が入っているため、少しでも間違えると合う合わないで苦労することがあるが、この点は将来簡易方式を考える上で、改善のポイントの一つになるのではないか。
- ・ 複式簿記について、財産管理と予算執行が1対1で検証できるので、財産管理のレベルが格段に上がることが大きなメリットである。日々の仕訳の入力は、予算科目を使い、IT技術も進んでいるので、日常の業務の一環になっており、職員の負担感もそれほどないのではないか。
- ・ 会計基準の統一という中で、①会計処理の方法（時価又は原価等）、②表示（どう見せるか）、③固定資産台帳の作成とセットで複式簿記の必要性を整理することが重要で、①と②は個別に議論をすればよいが、③のアプローチをどの程度の強制力と時間猶予で詰めていくのが重要ではないか。
- ・ 公会計の基準について、企業会計をそのまま使うとか、全く別のものをつくるという考え方もあるが、基本的には企業会計と公会計の共通部分が多くあるので、共通部分をベースにして公会計の問題に対処していくのが現実的・建設的ではないか。この場合にグローバルスタンダードとして参考になるのがIPSASではないか。
- ・ 固定資産台帳の整備は重要であり、どうやって整備していくのかを重要なポイントとして考えていく必要があるのではないか。
- ・ ①基準モデル・改訂モデルの統合あるいは統合した上で発展的展開という連続性の中で改革を進めていくのか、②今までの流れを一旦リセットしてIPSASベースで作り直すのか（企業会計ベースに置き直すのか）、やり方の違い・考え方の違いを整理した方がよいのではないか。

- ・ 他自治体との比較可能性がないと意味がなく、これを担保するために最低限どこを統一すべきか考える必要があるのではないか。また、検証可能性が重要であり、複式簿記と固定資産台帳との照合が重要な点ではないか。
- ・ 制度化にしないのであれば、小規模団体をベースに考えるのではなく、一定以上の団体への導入を前提に議論を進めた方がよいのではないか。
- ・ 固定資産台帳の整備は規模の大小にかかわらず必要不可欠であるが、総務省方式改訂モデルであっても、5年をかけてようやく100%に近い整備状況になってきたことを考えると、あまり難しいことは負荷がかかり、もっとついていけない団体がでてくるのではないか。
- ・ 規模の違いによって時間がかかる場所とかからない場所はあると思うので、それは差を設けてよいと思うが、会計の中身で、特に複式簿記をやるかやらないかについては、地方公共団体の規模の違いによって差が生じるということはないのではないか。
- ・ 複式簿記は、それ自体が小規模団体にとって難しいというよりも、固定資産台帳の整備が追いつかないので導入できないとよく言われるが、複式簿記自体は統一して導入すべきではないか。
- ・ 台帳整備が進まない理由として地籍調査が進んでいないことがあるが、これをどうするか。また、固定資産台帳の登録を民間ベースの細かいレベルで行うこととすると小規模団体にとっては実務的に非常に高い負荷がかかることになるのではないか。
- ・ 例えば都道府県・市町村でも行政分野の違いがあるので、規模による違いはあるのではないか。
- ・ 民間企業では中小企業の会計に関する指針があると聞いており、特定部分について簡易的な処理を認めるといったことも考えられるのではないか。小規模団体を支援するという意味では、クラウドが有効なツールになりうるのではないか。また、固定資産台帳の整備は、正確な財務諸表をつくるために重要で、支援が必要ではないか。
- ・ 規模の違いについて、公会計の場合は現実的な問題だと思われるので、現実的な対応をすることはよいが、中小企業の会計指針であっても、複式簿記・固定資産台帳・売掛金台帳を整備しており、引当金で簡便な計算方法はあるが、会計の中身はほとんど同じである。

- ・ 会計の議論のレベル感で重要なのは、①記帳をどうするか(単式又は複式)、②会計処理をどうするか(時価又は取得原価等)、③表示をどうするか、の3点ではないか。特に、①について、作業面・コスト面どこに問題があるのか議論するのが重要ではないか。
- ・ インフラとして使用していくものなので、基準の決め方を最初にどうするか、メンテナンスをどうするか、さらには実際使用する団体がイニシャルコストとして、例えばシステムそのものを入れ替えたりするという問題があると思うが、そのコストの問題をどうするかといったことを意識して議論していく必要があるのではないか。
- ・ 連結しないと一般会計以外の負債が見えないとして財政分析として決定的に問題がある、団体間で基準を統一して比較できないと本当の財政問題が分からない、という考え方が一般的であるが、こうした問題は地方公共団体財政健全化法で実務的には担保されているので、あるべき会計基準として筋の通った議論をすればよいのではないか。できれば地方公共団体財政健全化法というものを頭に置いて議論してほしい。